

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減する為に、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和3年8月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務				
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づいて、固定資産税及び都市計画税を賦課している。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)市税犯則事件の処理、不服申立て及び訴訟に関する事務 (2)固定資産税及び都市計画税の賦課、調定及び減免に関する事務 (3)土地・家屋課税台帳及び、土地家屋補充課税台帳に関する事務 (4)土地・家屋名寄帳に関する事務 (5)土地・家屋課税台帳等の縦覧及び閲覧に関する事務 (6)固定資産税に係る諸証明に関する事務 (7)土地・家屋の評価に関する事務 (8)課税図及び家屋見取図に関する事務 (9)土地・家屋に関する情報、その他資料の収集に関する事務 (10)償却資産の申告及び、評価に関する事務 (11)償却資産課税台帳に関する事務</p>				
③システムの名称	総合行政情報システム 固定資産業務システム 家屋評価システム 家屋調査台帳システム eITAX地方税ポータルシステム				
2. 特定個人情報ファイル名					
(1)土地課税台帳ファイル (2)家屋課税台帳ファイル (3)償却資産課税台帳ファイル (4)宛名台帳ファイル (5)納付台帳ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	(1)番号法別表第1の16の項 (2)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する] <table border="0" style="float: right;"> <tr> <td><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 実施する</td> </tr> <tr> <td>2) 実施しない</td> </tr> <tr> <td>3) 未定</td> </tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) (1)番号法別表第2の27の項 (2)番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条第5号				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務部課税課				
②所属長の役職名	資産税担当課長				
6. 他の評価実施機関					
—					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務部課税課				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	廿日市市総務部課税課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)土地係 0829-30-9115 (直通)家屋係 0829-30-9116				

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

